

恵庭市地域建設業経営強化融資制度等に係る債権譲渡に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、恵庭市が発注する建設工事の請負人が当該工事の請負代金債権を担保として、地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業（以下「融資制度等」という。）を利用する場合における恵庭市工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定に基づく工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域建設業経営強化融資制度 地域建設業経営強化融資制度について（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）に基づく地域建設業経営強化融資制度をいう。
- (2) 下請セーフティネット債務保証事業 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について（平成14年12月18日付け国官会第1811号、国地契第59号、国総振第140号）に基づく下請セーフティネット債務保証事業をいう。

(債権譲渡の対象)

第3条 債権譲渡の承諾の対象は、市が発注する請負代金額が130万円を超える建設工事の請負代金債権とする。ただし、次に掲げる工事に係るものは除く。

- (1) 工期が複数年度にわたる工事で、当該年度が最終年度でないもの
- (2) 履行保証を付した工事で、役務的保証を必要とするもの
- (3) 恵庭市低入札価格調査事務処理要綱（平成12年告示第62号）第8条第1項に規定する調査の対象となった者と契約した工事
- (4) その他市長が債権譲渡の承諾を不相当と認める工事

2 前項各号の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる工事であって、当該年度の翌年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満であるものについて、地域建設業経営強化

融資制度を活用する場合においては、債権譲渡の承諾の対象とする。この場合において、債権譲渡は一括して行うこととし、年度ごとの分割譲渡は認めないものとする。

(債権譲渡をすることができる者)

第4条 債権譲渡をすることができる者は、前条に規定する工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の建設業者又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者をいう。以下「請負人」という。）とする。

(譲渡債権の額)

第5条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事の請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合にあっては、出来形部分に相応する請負代金額から、前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 設計変更等により工事の請負代金額に増減が生じた場合における前項の工事請負代金債権の額は、変更後の工事の請負代金により算出するものとする。この場合において、請負人は、当該債権を譲り受けた者に変更後の契約書の写しを提出して通知しなければならない。

(債権譲渡を承諾する時点)

第6条 市長は、対象工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降に、債権譲渡を承諾できるものとする。

(債権譲渡先)

第7条 請負人が債権譲渡をすることができる相手先（以下「債権譲渡先」という。）は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、融資制度等に係る請負人への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者であって、請負人への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（請負人に対する電子記録債権

(電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。)の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。)を行うもの(以下「事業協同組合等」という。)とする。

(債権譲渡の承諾の申請)

第8条 融資制度等を利用しようとする請負人は、債権譲渡先と共同で、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号又は様式第2号)3通
- (2) 請負人と債権譲渡先の間で締結した債権譲渡契約証書(写し)1通
- (3) 工事履行報告書(様式第3号)1通
- (4) 保証委託契約約款等において、債権譲渡に保証人の承諾が必要とされている場合は、当該譲渡に係る保証人の承諾書1通
- (5) 請負人が受任者又は共同企業体の場合は、委任状1通

(債権譲渡の承諾の手続)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、次に掲げる要件について確認するものとする。

- (1) 申請書類に記載されている請負人及び債権譲渡先の所在地、名称、押印等が正当なものであること。
- (2) 工事が、第3条に規定する債権譲渡の承諾の対象となる債権に係るものであること。
- (3) 譲渡債権の額が第5条に規定する工事請負代金債権の額であること。
- (4) 工事履行報告書による出来高が2分の1以上であること。
- (5) 保証人の承諾書の記載事項が申請書類及び保証契約約款の内容と一致し、正当なものであること。
- (6) 請負契約が解除されていないこと及び恵庭市工事請負契約約款第47条から第49条までに該当するおそれがないこと。
- (7) その他申請書類の記載内容に虚偽又は誤りがないこと。

- 2 市長は、債権譲渡を承諾するときは、前条の規定による申請を受けた日から7日以内に、債権譲渡承諾書（様式第1号又は様式第2号）2通を請負人に交付するものとする。
- 3 市長は、債権譲渡を承諾しないときは、債権譲渡不承諾通知書（様式第4号）2通を請負人に交付するものとする。
- 4 市長は、債権譲渡整理簿（様式第5号）により申請及び債権譲渡の承諾状況を管理するものとする。

（出来高の確認）

第10条 債権譲渡先は、融資等における債権譲渡契約の締結、融資審査手続等に必要な出来高の確認を行うものとする。

- 2 債権譲渡先は、前項の出来高の確認を行うに当たり工事現場に立ち入る必要があるときは、工事出来高確認協力依頼書（様式第6号）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の工事出来高確認協力依頼書の提出があったときは、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（融資実行報告書の提出）

第11条 請負人及び債権譲渡先は、債権譲渡の承諾後に金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資を実行したときは、速やかに連署による融資実行報告書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

- 2 請負人は、工事に係る融資を受けるための金融保証を保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）から受けたときは、速やかに公共工事金融保証証書の写しを市長に提出するものとする。

（請負代金の請求）

第12条 債権譲渡先は、当該債権に係る支払を請求するときは、請求書に債権譲渡承諾書の写しを添付して市長に提出するものとする。

- 2 市長が債権譲渡を承諾したときは、請負人及び債権譲渡先は、前払金、中間前払金及び部分払金を請求することができないものとする。

(不正時の対応)

第13条 市長は、保証事業又は事業協同組合等の監督官庁、振興基金、捜査機関等において、請負人又は事業協同組合等が保証事業に関し不正を行ったと認めるときは、当該不正を行った請負人を第4条に規定する債権譲渡をすることができる者の対象から、当該不正を行った事業協同組合等を第7条に規定する債権譲渡先の対象から除外するものとする。

2 市長は、請負人又は事業協同組合等が提出した書類に明らかに偽造、改ざん等があったときは、当該事実を保証事業の監督官庁、事業協同組合等の監督官庁及び振興基金に通報するものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

様式第1号（第8条、第9条、第12条関係）

債権譲渡承諾依頼書（地域建設業経営強化融資制度）

年 月 日

（宛先） 恵庭市長

請負者

（譲渡人） 住所
氏名

印

（譲受人） 住所
氏名

印

譲渡人_____（以下「甲」という。）と譲受人_____（以下「乙」という。）
間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が恵庭市に対して有する次の工事請負代金
債権を、乙に譲渡することにつき、恵庭市と甲との間で締結した工事請負契約書（以下「本件工事請負契約書」
という。）第5条第1項ただし書の規定に基づく承諾をしていただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の
余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償権を担保するものとします。

なお、本件工事請負契約書第43条に規定する契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し
添えます。

また、甲及び乙は本件工事請負契約書に定められた中間前払金及び部分払を、承諾以後は請求しません。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 契約年月日 年 月 日
- 4 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 (1) 請負代金額 金 円
ただし、請負代金額により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
- (4) 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）
ただし、請負代金額により増減が生じた場合はその金額による

※譲渡人の押印は、本件工事請負契約書に使用した印とすること

債権譲渡承諾書（地域建設業経営強化融資制度）

第 号指令
年 月 日

（譲渡人） 様

（譲受人） 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び次の事項について異議を留めて、本件工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって本件工事請負契約書第4条3条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、甲及び乙は本件工事請負契約書に定められた中間前払金及び部分払を、本承諾以降は請求できないものとしします。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第3条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する恵庭市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第5条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の恵庭市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2 恵庭市が譲渡人に対して有する相殺権を当該工事請負代金債権の譲渡後も譲受人に対抗できること。

3 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、速やかに連署にて恵庭市に融資実行報告書を提出すること。

4 甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに恵庭市に提出すること。

5 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。

6 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者への譲渡、質権の設定、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。

7 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、恵庭市は関与しないこと。

北海道 恵庭市 京町一番地

恵庭市

恵庭市長

㊟

様式第2号（第8条、第9条、第12条関係）

債権譲渡承諾依頼書（下請セーフティネット債務保証事業）

年 月 日

（宛先） 恵庭市長

請負者

（譲渡人） 住所
氏名

印

（譲受人） 住所
氏名

印

譲渡人_____（以下「甲」という。）と譲受人_____（以下「乙」という。）
間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が恵庭市に対して有する次の工事請負代金
債権を、乙に譲渡することにつき、恵庭市と甲との間で締結した工事請負契約書（以下「本件工事請負契約書」
という。）第5条第1項ただし書の規定に基づく承諾をさせていただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下
請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、本件工事請負契約書第43条に規定する契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し
添えます。

また、甲及び乙は本件工事請負契約書に定められた中間前払金及び部分払を、承諾以後は請求しません。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 契約年月日 年 月 日
- 4 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 (1) 請負代金額 金 円
ただし、請負代金額により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
- (4) 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）
ただし、請負代金額により増減が生じた場合はその金額による

※譲渡人の押印は、本件工事請負契約書に使用した印とすること

債権譲渡承諾書（下請セーフティネット債務保証事業）

第 号指令
年 月 日

（譲渡人） 様

（譲受人） 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び次の事項について異議を留めて、本件工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって本件工事請負契約書第4条3条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、甲及び乙は本件工事請負契約書に定められた中間前払金及び部分払を、本承諾以降は請求できないものとします。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第3条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する恵庭市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第5条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の恵庭市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書5(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2 恵庭市が譲渡人に対して有する相殺権を当該工事請負代金債権の譲渡後も譲受人に対抗できること。

3 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、速やかに連署にて恵庭市に融資実行報告書を提出すること。

4 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

5 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者への譲渡、質権の設定、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。

6 甲倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、恵庭市は関与しないこと。

北海道 恵庭市 京町一番地
恵庭市
恵庭市長



様式第3号（第8条、第9条関係）

工事履行報告書

工 事 名			
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
日 付	年 月 日（ 月分）		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第4号（第9条関係）

第 号指令
年 月 日

（譲渡人） 様
（譲受人） 様

恵庭市長 印

債権譲渡不承諾通知書

年 月 日付けで依頼のありました債権譲渡承諾依頼につきましては、下記の理由により承諾できません。

記

- 1 工事名
- 2 不承諾理由

様式第6号（第10条関係）

工事出来高確認協力依頼書

年 月 日

（宛先） 恵庭市長

譲受人 住所
氏名

㊤

年 月 日付けで債権譲渡の承諾を受けた次の工事について、融資等を行うに
当たり、工事の出来高を確認する必要がありますので、工事現場への立入りについ
て協力をお願いします。

記

1. 工 事 名

2. 請 負 人

3. 立入り希望日時 年 月 日 時 分 から 時 分

4. 連 絡 先 担当者名
電話番号

5. 現 場 立 入 者 （工事出来高確認業務委託機関）
機 関 名
担当者名
電話番号

様式第7号（第11条関係）

融資実行報告書

年 月 日

（宛先） 恵庭市長

（甲） 譲渡人 住所
氏名 ㊟

（乙） 譲受人 住所
氏名 ㊟

年 月 日付けで承諾のあった甲が恵庭市に対して有する次の工事請負代金債権について、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署の上、報告します。次の工事請負代金につきまして、今後は乙の次の振込口座にお振込ください。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 契約年月日 年 月 日
- 4 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 (1) 請負代金額 金 円
ただし、請負代金額により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
- (4) 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）
ただし、請負代金額により増減が生じた場合はその金額による

[振込口座]

- 1 振込希望金融機関名
- 2 預金の種別、口座番号
- 3 口座名義（ふりがな）